

番 号 : 160146

国 名 : ベトナム国

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名 : 国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施方針策定支援業務）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施方針策定支援
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年5月上旬から2016年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 45M/M、現地 3. 03M/M、合計 4. 48M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣期間	第1次国内期間	第2次派遣期間	第2次国内期間	第3次派遣期間
4	14	3	7	4	14

第3次国内期間	第4次派遣期間	第4次国内期間	第5次派遣期間	第5次国内期間
3	14	2	7	5

第6次派遣期間	第6次国内期間	第7次派遣期間	第7次国内期間	第8次派遣期間
21	2	7	2	7

整理期間

4

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月20日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、または調達部受付 (JICA本部1F)への書類の提出

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいたても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 46点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 8点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	国営企業再生に係る各種業務
対象国／類似地域	ベトナム／全世界（本邦含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：
特になし

6. 業務の背景

ベトナム政府は、2011年以降、マクロ経済の安定と成長のバランスを重視した政策運営を行い、政府が取り組むべき最重要課題として、①国営企業改革、②銀行セクター改革、③公共投資改革を掲げ、諸課題の改善に取り組んできた。

このような動きに対し、我が国は「経済運営・競争力強化借款」を供与し、金融システムの安定化、財政規律の強化、行政改革、国営企業の運営改善、公共投資の改善、ビジネス環境の整備など各種政策制度改革について、ベトナムの経済運営・競争力の強化を図り、もって持続的成長及び貧困削減に寄与するための支援を行っている。さらにその支援と連携し、国営企業改革促進の一環としてJICAは国営企業改革などの専門家を派遣している。

上記の状況の中、国営企業が抱えている債務の整理及び対象企業の組織の再編を推進することにより、収益性の向上を図ることが喫緊の課題であり、このため、ベトナム政府は財政省傘下で国営企業の債権買い取り・回収を専門とするDATC (Debt Asset Trading Corporation。再生業務も一部実施。資本金約115億円) を設立し、これらの業務の実施を促す体制整備を実施している。

これらの取り組みのさらなる強化と、日本における企業再生の経験を活かした支援を希望するベトナム政府は、我が国政府に対して国営企業の債務処理・事業再生に係る技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは、2014年3月から2017年2月まで「ベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」を実施中（長期専門家5名を派遣中）である。

こうした背景を踏まえて、本プロジェクトでは、2014年10月から2016年3月にかけて、業務実施契約（「ベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）および資産管理公社（VAMC）業務改善支援【有償勘定技術支援】」）を通じて、DATCに対する能力向上支援を実施し、その中で特定の国営企業（交通・運輸業・対象企業1）を選定し、当該企業に対するデュー・デリジェンスを実施してきた。本案件は、企業再生に係るDATCの計画策定及び実施能力を向上させるために支援を行う専門家を派遣するものであり、本専門家は、そのデュー・デリジェンス結果を踏まえ、対象企業1については再生計画改定支援を実施し、新たに選定される対象企業2については再生計画の進捗管理支援を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの枠組(Project Design Matrix : PDM)の範囲内で、本プロジェクトのチーフ・アドバイザーをはじめとする他の日本人専門家及びDATCと建設的な関係を醸成しつつ、DATCの国営企業再生計画策定及び実施能力向上に係る技術支援を行う。また、本業務従事者は、同時期に派遣予定の「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施の数値計画策定・モニタリング支援業務）」の専門家（以下「数値計画・モニタリング支援短期専門家」という。）と、本支援業務に係る作業内容の検討及び実施に関して、企業再生計画に係る日本の経験を踏まえつつ、十分に連携して業務を実施するものとする。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

[国営企業再生計画及び実施方針策定支援]

(1) 国内準備期間(2016年5月上旬)

ア プロジェクト関係者(JICA産業開発・公共政策部等)と協議し、関連情報を収集した上で、実施方針を検討するとともに、業務実施計画書の作成に先立ち、数値計画・モニタリング支援短期専門家と摺り合わせを行う。

イ 業務実施計画書(和文、英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出及び説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2016年5月中旬～5月下旬)

ア 業務実施計画書(英文)に基づき、DATC及びJICAベトナム事務所(後述の現地プロジェクトチームの長期専門家を含む。以下「ベトナム事務所等」という。)に提出及び説明する。(以下、第2～8次現地派遣期間についても同じ。)

イ 対象企業1の再生計画を策定するに当たり、チーフ・アドバイザーをはじめとする現地プロジェクトチーム、数値計画・モニタリング支援短期専門家(以下「チーフ・アドバイザー等」という。)と連携を図りながら、対象会社1の既存の計画を基にした財務モデルと既存の計画の精査の方針を策定する。業務実施の際には、DATCに同席を求め、検討・作業手法をOJT方式で指導する。

ウ DATC側の体制・能力及び必要性に応じ、対象企業2の再生計画の進捗管理(Plan Do Check See Cycle(以下「PDCAサイクル」という。))支援の選定・実施可否を、チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、検討する。なお、対象企業2は、金融機関との調整が完了し、既にDATCが再生計画を策定・実施している企業であることを条件とする。

エ 第1次現地業務結果報告書(英文)を作成し、DATC及びベトナム事務所等に提出及び報告する。
(以下、第2～8次現地派遣期間についても同じ。)

(3) 第1次国内作業期間(2016年6月上旬)

ア 第1次現地業務結果報告書に基づき、JICA産業開発・公共政策部に報告する。(以下、第2～8次国内作業期間についても同じ。)

イ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出及び説明する。(以下、第2～8次国内作業期間についても同じ。)

ウ 第2次現地派遣中の業務に関する準備を行う。(以下、第2～8次国内作業期間についても同じ。)

(4) 第2次現地派遣期間(2016年6月上旬)

ア 対象企業1の再生計画を策定するに当たり、チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、業績改善のためのアクションプラン作成の方針を対象会社とともに検討する。業務実施の際には、DATCに同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

イ 対象企業2の再生計画のPDCAサイクル支援を行うこととなった場合、チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、DATCが保有する既存の再生計画のレビューを行う。

(5) 第2次国内作業期間(2016年6月中旬)

(前国内作業期間と同様。)

(6) 第3次現地派遣期間(2016年6月下旬)

ア 対象企業1の再生計画を策定するに当たり、チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、アクションプランを対象会社1及びDATCとともに作成・精査する。業務実施の際には、DATCに同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

イ チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、必要があれば対象企業2やDATCに対する追加の情報収集を行う。

(7) 第3次国内作業期間(2016年7月上旬)

(前国内作業期間と同様。)

(8) 第4次現地派遣期間(2016年7月中旬～下旬)

チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、対象企業2の既存の再生計画を修正する。業務実施の際には、DATCに同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

(9) 第4次国内作業期間(2016年8月上旬)

(前国内作業期間と同様。)

(10) 第5次現地派遣期間(2016年8月上旬～8月中旬)

チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、対象企業2の再生計画に基づき、対象企業2とともに重要業績評価指標(KPI)の策定方針を指示し、PDCAサイクル実施のスケジュールを合意する。業務実施の際には、DATCに同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

(11) 第5次国内作業期間(2016年8月下旬)

(前国内作業期間と同様。)

(12) 第6次現地派遣期間(2016年9月上旬～9月中旬)

チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、対象企業2のPDCAサイクルを実施する。業務実施の際には、DATCに同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

- (13) 第6次国内作業期間(2016年9月下旬～10月上旬)
DATCが実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、中間確認を行う。
- (14) 第7次現地派遣期間(2016年10月中旬)
DATCが実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、指導・助言する。
- (15) 第7次国内作業期間(2016年10月下旬～11月上旬)
DATCが実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、中間確認を行う。
- (16) 第8次現地派遣期間(2015年11月中旬)
DATCが実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、指導・助言する。
- (17) 帰国後整理期間(2016年11月下旬)
専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出及び説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書
【全体】
英文5部（JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等、DATC、財政省）
和文3部（JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等）
【第2～8次各派遣時】
英文5部（JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等、DATC、財政省）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣時)
英文5部（JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等、DATC、財政省）
記載項目は以下のとおり。
①業務の具体的な内容
②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等）
記載項目は以下のとおり。
①業務の具体的な内容
②業務の達成状況
③業務実施上遭遇した課題とその対処
④その他
DATCやプロジェクト専門家と協力して作成した技術協力の成果品を参考資料として添付すること。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、東京⇒ハノイ⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
①現地業務日程

ベトナム側作業の進捗に応じて、現地派遣期間はある程度の日程調整に可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフ・アドバイザー／国営企業改革（長期派遣専門家1名）
- ・企業再生／債権処理（長期派遣専門家3名）
- ・業務調整（長期派遣専門家1名）

③便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

通訳（日本語－越語）を配置

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

DATC内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報 (<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/030/index.html>)

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上